

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 656 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年6月18日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村江代字魚帰 1608 の 4
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村江代字中洲 1506、1507、1510
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 657 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年6月18日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名市大字上小田字水谷 134 の 1、134 の 2、136 から 149 まで、154、155、224 から 228 まで、234 から 239 まで、241、字鹿上 1622、1623、字鹿上浦 1626、1628、1629、1631 から 1634 まで
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水谷 140・141（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、142 から 148 まで、154、155、224・225・227・228（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、237、238（次の図に示す部分に限る。）、239、241、字鹿上 1622・1623・字鹿上浦 1628・1629・1631（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1632、1633（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 658 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年6月18日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市龍門字宮ノ上 2036、2039、2040 の 1、2040 の 4、字上寺尾野 2376 の 1、2376 の 2、2377 の 1、2404 の 1、又 2405 の 1、又